

機関誌「私たちの自然」

野鳥を守っていくためには鳥だけではなく自然全体を守っていく必要があります。そんな思いを込めて機関誌のタイトルにしています。自然に関する記事や当連盟の活動などを掲載しています。各月年6回発行しています。



普及啓発のための野鳥関連グッズ

商品の売り上げは全て当連盟の公益活動のために使われます。



- 音声再生・録音ペン G-Speak
野鳥シートに連動して野鳥のさえずりや鳴く虫、カエルなどの鳴き声や解説を聴くことができます。
- 野鳥シート 全4種類
身近な野鳥・水辺の野鳥・身近に鳴く虫／カエル・鳥から知る環境もさし



- 日本の野鳥カレンダー (左) 生き生きとした野鳥の姿と季節感ある写真が満載です。
- バードピンズ 全20種 (上) 野鳥のかわいいイラストピンバッジ



- エサ台／巣箱など
色々なタイプのエサ台や当連盟で監修している餌、国産間伐材で作ったシジュウカラやスズメが使う大きさの巣箱などを取り扱っています。

日本鳥類保護連盟の支部

当連盟には全国に14の支部があります。観察会などの活動も行っていますので、支部の活動にご興味がある方はページ下の連絡先にお問い合わせください。

支部一覧

釧路 岩手 宮城 千葉 茨城 神奈川 山梨 富山
石川 福井 京都 岡山 広島 山口

入会のご案内

日本鳥類保護連盟ではサポーター（会員）になっていただける方を募集しています！特別な資格は必要ありません。野鳥が好き！自然を守りたい、大切にしたい！という気持ちを、ぜひ私たちに伝えさせてください。皆様のご入会をお待ちしています。

会員の種類と会費

会員には種類があります。入会金は必要ありません。

- 個人正会員（一般の方）・・・5,000円
- 家族会員（個人正会員／特別支援会員のご家族で同一生計の方が対象）・・・1,000円
- 学生会員（学生・生徒）・・・3,000円
- 特別支援会員（より一層ご支援いただける方）・・・一口10,000円
- 法人会員（企業・団体向け）・・・一口20,000円

口数によってサービス内容が異なります。詳しくはウェブサイトをご確認ください。オンラインでの支払いもできます。

入会特典

1. 機関誌「私たちの自然」を年6回お送りします。
2. 会員証、会員バッジ、野鳥シートをお送りします。
3. 商品には一部を除いて会員価格があります。
4. 野鳥に関わる環境保全活動のご相談をお受けします。（法人会員様）
5. 広告掲載ご希望の方には、会員価格で承ります。
6. 会員専用ページの閲覧（過去の機関誌の閲覧など）

3,000円を超える会費、ご寄付は税額控除の対象となります

会費・寄付金は下記の送付先までお願いいたします

銀行振込：三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店 普通預金0113708

郵便振替：口座 00150-9-19214

加入者名：公益財団法人日本鳥類保護連盟

現金書留：連盟事務所まで

※銀行振込の場合は、事前にご連絡のうえご送金をお願いいたします。

公益財団法人 日本鳥類保護連盟

〒166-0012 東京都杉並区和田3-54-5 第10田中ビル3F

TEL: 03-5378-5691 FAX: 03-5378-5693

https://www.jspb.org/ Email: webmaster@jspb.org



鳥とともにある社会を

公益財団法人

日本鳥類保護連盟

Japanese Society for Preservation Birds



日本鳥類保護連盟（JSPB）とは

鳥類をはじめとする野生生物保護に関する知識などを普及啓発するとともに、その保護を推進し、自然環境及び生物多様性の保全、人と野生生物が共存・共生する社会の構築に寄与することを目的としています。

沿革

- 昭和22年3月、日本における鳥類保護の実績と普及啓発を推進するため、鳥類学者を中心として、文部省（現文部科学省）、農林省（現農林水産省）、鳥学会、研究機関、団体などが一堂に会して「日本鳥類保護連盟」を結成しました。
- 昭和32年に農林省認可の財団法人となりました。
- 昭和37年に常陸宮殿下が連盟総裁としてご就任されました。
- 昭和46年に環境庁認可の財団法人となりました。
- 平成24年に内閣総理大臣の移行認定通知を受け、「公益財団法人 日本鳥類保護連盟」となりました。

ご寄付のお願い

私たちの活動は皆様からのご寄付によって支えられています。今ある自然をより良い形で未来に届けるために、活動にご支援ください。よろしく願いいたします。

ご寄付の種類

- 愛鳥募金

日本鳥類保護連盟の活動全般に使用させていただきます。日本鳥類保護連盟が行っている活動の中から特定の活動を指定してご寄付いただくこともできます。

- 遺贈寄付

遺贈寄附とは、個人が遺言によって遺産の全部、または一部を個人や団体に寄附することです。

土地や建物などの遺産も含め遺贈寄附の対象とすることができますので、鳥たちが安心して暮らせる、人間と共存、共生できる明るい未来のためにご検討いただければ幸いです。

ご寄付のお問い合わせや振り込み先については裏面をご覧ください。

